別表十六(十一)の記載要領第三号中「第62条の８第９項に規定する」の次に「適格合併等又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成22年旧法」という。）第62条の８第９項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する」を、「には当該」の次に「適格合併等又は」を、同表の「、現物出資法人又は」を「若しくは現物出資法人又は平成22年旧法第２条第12号の６（定義）に規定する」に、「「１」から「３」まで、「７」、「11」、「12」及び「17」」を「「(1)」から「(3)」まで、「(7)」、「(11)」、「(12)」及び「(17)」に、「「適格組織再編成」を「「適格合併等又は適格組織再編成」に改める。

別表十七㈢の表を次のように改める。

別表十七（三）　特定外国子会社等に係る課税対象金額又は個別課税対象金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

特定外国子会社等の状況							
名称		1		主たる事業	4		
本店又は主たる事務所の所在する国名又は地域名		2		所得に対する租税の負担割合（別表十七（三）付表一「23」又は「24」）	5		%
本店又は主たる事務所の所在する国名又は地域名	所在地	3		事業年度	6	・ ・ ・ ・	

適用除外の判定							
事業基準	特定事業を主たる事業とする特定外国子会社等の該当・非該当	7	該当・非該当	非関連者基準	対象取引の種類	10	
					対象取引に係る収入金額又は支出金額	11	
実体基準	本店又は主たる事務所の所在する国又は地域における固定施設の有無及びその内容	8			(11)のうち非関連者取引に係る収入金額又は支出金額	12	
					非関連者取引割合 (12)/(11)	13	%
管理支配基準	本店又は主たる事務所の所在する国又は地域における事業の管理、支配及び運営の状況	9		所在地国基準	本店又は主たる事務所の所在する国又は地域における事業活動の状況	14	
措法第66条の６第３項又は第68条の90第３項の適用の有無						15	有・無

課税対象金額又は個別課税対象金額の計算							
所得計算上の適用法令		16	本邦法令・外国法令	基準所得金額 (17)+(21)−(27)		28	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額		17					
加算	損金の額に算入した法人所得税の額	18		繰越欠損金の当期控除額（別表十七（三）付表一「30の計」）		29	
加算		19					
加算		20		当期中に納付することとなる法人所得税の額		30	
加算	小計	21					
減算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	22		当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額		31	
減算	子会社から受ける配当等の額	23					
減算	控除対象配当等の額	24		適用対象金額 (28)−(29)−(30)+(31)		32	
減算		25					
減算		26		課税対象金額又は個別課税対象金額 (32)×（別表十七（三）付表一「28」の「本人」の欄）		33	（内　円）
減算	小計	27					

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）